

# いばらきネットモニターの手引き

茨城県総務部報道・広聴課

## 目 次

1	いばらきネットモニター制度などの県が行う広聴事業の目的	1
2	いばらきネットモニターの資格要件等	1
3	いばらきネットモニターとしての活動	
	（1）県が実施するアンケート調査等に協力する	1
	アンケート回答の手順	2
	（2）県政についての理解を深める	5
4	アンケートの回答に対する謝礼	5
5	いばらきネットモニターの禁止行為	6
6	個人情報の取り扱い	6
7	費用負担	6
8	Q&A	
	Q1 パスワードを変更したい場合、どうすればいいのか？	7
	Q2 ID・パスワードを忘れてしまった場合、どうすればいいのか？	10
	Q3 メールアドレスや住所等が変わった場合、どうすればいいのか？	11
	Q4 モニターをやめたい場合、又はモニターの資格要件を 満たさなくなった場合、どうすればいいのか？	12

## 1 いばらきネットモニター制度などの県が行う広聴事業の目的

いばらきネットモニター制度は、昨今の急速なインターネットの普及を踏まえ、インターネットを活用して県政に関するアンケート調査を行うことにより、皆さまのご意見やニーズを把握し、それを県行政施策の参考とすることを目的としています。

県では、このいばらきネットモニター制度のほか「県政世論調査」などの各種広聴事業を実施しており、これらの広聴事業を通して、皆さまのご意見を県政に反映していくことや、県の施策についての皆さまのご理解を深めていただくことで、目標を共有し、県民参加の県政を推進しています。

## 2 いばらきネットモニターの資格要件等

- (1) 資格要件：満16歳以上で、インターネットを利用し、日本語で電子メールを扱える方。（ただし、議員及び首長、常勤の茨城県職員は除く。）
- (2) 定数：なし。※随時募集・随時登録。
- (3) 任期：なし。ただし、次の事由に該当するようになった場合は、規定により、登録を抹消させていただきます。
  - ①登録抹消の申し出があったとき。
  - ②モニターの資格要件を満たさなくなったとき。
  - ③1年以上アンケートへの参加がないとき。
  - ④電子メールの送付が不達の状態にあるとき。
  - ⑤「5 いばらきネットモニターの禁止行為」のいずれかに該当したとき。

## 3 いばらきネットモニターとしての活動

### (1) 県が実施するアンケート調査等に協力する

県政に関する特定の課題について、インターネットを活用したアンケートを通じてご意見をお聴きします。アンケートは、モニター全員を対象に行う場合と対象者を限定（性別・年代別・地域別等）して行う場合があります。

報道・広聴課からアンケート毎に個別に依頼しますので、調査等へのご協力をお願いいたします。

#### I. アンケートの提出（回答）方法

アンケートページのアドレスが記載された電子メールをお送りしますので、定められた期日までに指定されたアンケートを選択（クリック）し、表示されたアンケートフォームから回答してください。

詳細は、以下のとおりです。

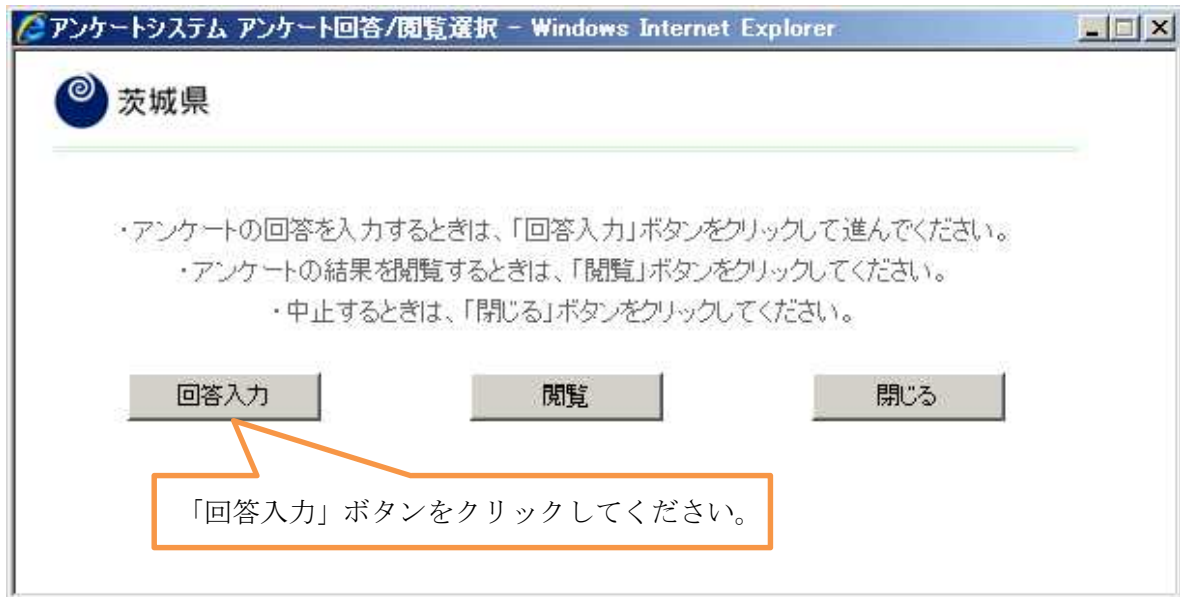
## 【アンケート回答の手順】

①アンケートページから回答依頼のあったアンケートをクリックしてください。

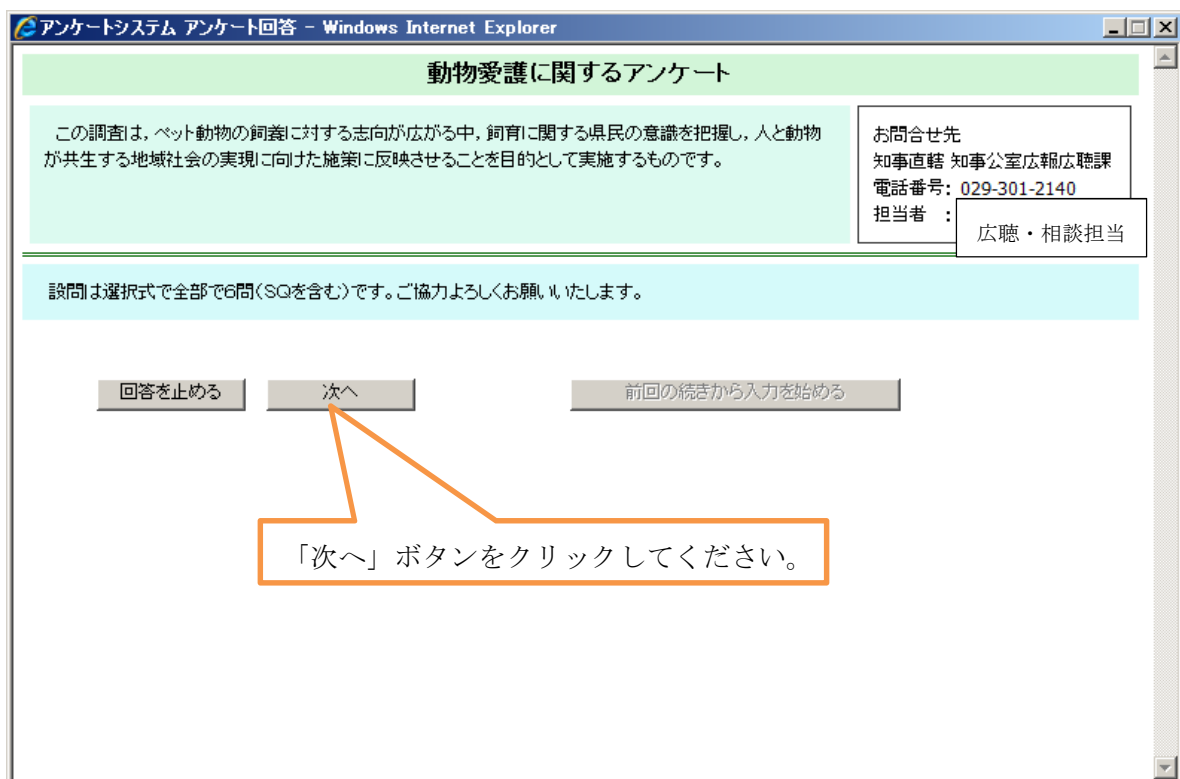
②アンケート名をクリックすると、アンケートシステムへのログイン画面が表示されますので、IDとパスワードを入力しログインしてください。

※IDとパスワードは、モニター登録時に電子メールでお送りします。IDまたはパスワードをお忘れの場合は、P10のQ2をご参照ください。

③「回答入力」ボタンをクリックしてください。



④アンケートの説明文を読み、「次へ」ボタンをクリックしてください。



⑤アンケートフォームに従い、アンケートに回答してください。回答後は、回答内容を確認の上、「次へ」ボタンをクリックしてください。

アンケートシステム アンケート回答 - Windows Internet Explorer

動物愛護に関するアンケート [1/1]ページ

問1(必須)  
あなたの家庭では、ペット動物を飼育していますか。

飼育している  
 飼育していない

問2  
問1で「飼育している」と回答した方におたずねします。  
そのペット動物の種類を教えてください。  
また「その他」と回答した方は、具体的なペット動物の種類を右側のテキストボックスに入力してください。

犬  
 ねこ  
 その他  (20文字以内)

回答内容を確認の上、「次へ」ボタンをクリックしてください。

次へ 中断して閉じる

⑥アンケートの最終ページの「次へ」ボタンをクリックすると、以下のような回答完了のページが表示されます。

アンケートシステム アンケート回答 - Windows Internet Explorer

動物愛護に関するアンケート

以上で回答の入力は、終了となります。  
ご協力ありがとうございました。

現時点でのアンケート結果(単純集計)を公表しておりますので、興味のある方はぜひご覧ください。  
また、最終的な結果は、まとまり次第、県ホームページにて公表させていただきます。

終了

## II. アンケート結果の活用

アンケート結果は、県政推進及び施策の企画・立案、計画の策定等に当たっての参考資料として積極的に活用いたします。

また、調査結果は、まとめ次第、県のホームページで公表いたします。

### (2) 県政について理解を深める

県では、インターネットを活用し、下記のようなさまざまな方法で本県の情報をお知らせしております。

○茨城県ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/>

(Yahoo や Google 等の検索エンジンから「茨城県」で検索願います。)

- ・平成27年度から県ホームページをより見やすくリニューアルしましたので、是非ご覧ください。

○茨城県関連ブログ・ツイッター・Facebook

(茨城県ホームページ→「広報・お知らせ」→「茨城県 のソーシャルネットワークサービス (SNS)」等をご覧くださいか、Yahoo や Google 等の検索エンジンから「茨城県 ツイッター」等で検索願います。

- ・ご自身のブログをお持ちの方やツイッターに登録されている方は、本県情報で関心のある内容があれば、ブログでの紹介やツイッターのフォロー等にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 4 アンケートの回答に対する謝礼

アンケートに回答していただいた方には、その実績に応じて、記念品を贈呈いたします。また、予算の関係上、多く回答していただいた方の中から抽選で対象者を選定させていただきます場合がございます。

記念品の種類や提供方法、抽選の有無等につきましては、決定次第、いばらきネットモニターのホームページで公表いたします。(ホームページのURLは下記のとおり)

<http://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/kocho/netmonitor/index.html>

なお、記念品の提供時期は、年度末を予定しています。

## 5 いばらきネットモニターの禁止行為

モニターは、下記の行為又はそのおそれのある行為を行ってはならず、行った場合は直ちにモニターの登録を抹消されます。また、当該行為によって県若しくは第三者に損害が生じた場合、モニターは登録抹消後であっても、当該損害を賠償する責を負うことがあります。

### 【禁止行為】

- ①法律、条例、その他の法令に違反する行為
- ②公序良俗に反する行為
- ③他のモニター、本県又は第三者の著作権を侵害する行為
- ④他のモニター、本県又は第三者を誹謗、中傷する行為
- ⑤他のモニター、本県又は第三者に不利益を与える行為
- ⑥選挙運動、若しくはこれに類似する行為
- ⑦本制度の運営を妨害する行為
- ⑧虚偽の登録又は調査回答を行うこと
- ⑨同一人物による重複登録、又はなりすまし登録を行うこと
- ⑩その他、本県が不相当と判断する行為

## 6 個人情報の取り扱い

個人情報の取扱は、以下のとおりですので、ご了承ください。

- ・当該個人情報は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年条例第 1 号）に基づいて、厳正に取り扱うこととします。
- ・当該個人情報は、広報広聴課が管理します。
- ・当該個人情報は、アンケートの実施、及び当該制度や県の広聴事業の目的を達成するために行う統計、分析、資料作成、または県政情報や謝礼等の提供の目的で使用します。

## 7 費用負担

モニターが職務で利用する機器に関する経費やインターネットへの接続に要する通信費等は、すべてご本人の負担となります。



## 8 Q & A

Q1 パスワードを変更したい場合、どうすればいいのか？

A1 ①アンケートシステムの画面右上の「ログイン」ボタンをクリックし、表示されたログイン画面でIDと現在のパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

茨城県

いばらぎネットモニターアンケート調査にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。アンケート調査は、意見や要望等を把握し、県の政策評価や施策の立案等に際しての参考資料を得ることを目的として実施しております。

<ご案内>  
いばらぎネットモニターの方は、すでに会員登録済みです。  
で、登録済みの方は、パスワードを変更してください。  
また、まだ会員登録していない方は、会員登録をお願いします。

\*\*\*アンケート一覧\*\*\*

状態	受付終了	アンケート名	件数
終了	2012/07/11 00:00	県政情報の到達度に関するアンケート	244
終了	2012/07/24 00:00	市町村合併に関する住民アンケート(茨城県民限定)	251
終了	2012/08/07 00:00	[茨城県民限定]省エネルギー及び新エネルギーに関する県民意識調査	248
終了	2012/11/10 00:00	[茨城県民限定]「教育いばらぎ522号」に関するアンケート	203
終了	2013/01/28 00:00	いばらぎネットモニターの運用に関するアンケート	174
終了	2013/02/19 12:00	いばらぎTV認知度及び県政情報の到達度に関するアンケート	181
終了	2014/11/11 14:00	県政情報の到達度に関するアンケート	3
終了	2014/11/18 10:00	県政情報の到達度に関するアンケート	13
終了	2014/12/15 00:00	「茨城をたべよう」の認知度・農林水産物の購入意識についてのアンケート	10
終了	2015/06/01 00:00	茨城県型地域包括ケアシステム構築に係る在宅での生活限界点の調査	6
終了	2015/06/15 00:00	青少年相談員についてのアンケート	10
終了	2015/07/01 00:00	県からの情報の到達度に関するアンケート	3

お問い合わせ先  
茨城県広報広聴課

茨城県

【ログイン】

IDと現在のパスワードを入力後、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

お客様ID

パスワード

ログイン キャンセル

[パスワードを忘れた方](#)

[お客様コードを忘れた方](#)

[お客様コードとパスワードを忘れた方](#)

※ログインを連続で3回間違えるとしばらくご利用ができなくなりますのでご注意ください。

②ログイン後、アンケートシステムの画面右上の「確認・変更」ボタンをクリックしてください。

アンケートシステム アンケート一覧 - Internet Explorer

http://kouchoupref.ibaraki.jp/enqueto/app/r\_enqueto

茨城県 ヘルプ ログアウト 確認・変更 退会

いばらきネットモニターアンケート調査にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。アンケート調査は、意見や要望等を把握し、県の政策評価や施策の立案等に際しての参考資料を得ることを目的として実施しております。

<ご案内>  
いばらきネットモニターの方は、すでに登録済みです。また、登録事項に変更があった場合は、登録後、「確認/変更」ボタンをクリックしてください。

\*\*\*アンケート一覧\*\*\*

状態	受付終了	アンケート名	件数
終了	2012/07/11 00:00	県政情報の到達度に関するアンケート	
終了	2012/07/24 00:00	市町村合併に関する住民アンケート(茨城県民限定)	
終了	2012/08/07 00:00	【茨城県民限定】省エネルギー及び新エネルギーに関する県民意識調査	248
終了	2012/11/10 00:00	【茨城県民限定】「教育いばらき522号」に関するアンケート	203
終了	2013/01/28 00:00	いばらきネットモニターの運用に関するアンケート	174
終了	2013/02/19 12:00	いばらきTV認知度及び県政情報の到達度に関するアンケート	181
終了	2014/11/11 14:00	県政情報の到達度に関するアンケート	3
終了	2014/11/18 10:00	県政情報の到達度に関するアンケート	13
終了	2014/12/15 00:00	「茨城をたべよう」の認知度・農林水産物の購入意識についてのアンケート	10
終了	2015/06/01 00:00	茨城県型地域包括ケアシステム構築に係る在宅での生活限界点の調査	6
終了	2015/06/15 00:00	青少年相談員についてのアンケート	10
終了	2015/07/01 00:00	県からの情報の到達度に関するアンケート	3

お問い合わせ先  
茨城県広報広聴課  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

③【確認・変更】画面のパスワード欄に変更後のパスワードを入力し、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。

アンケートシステム 顧客情報入力 - Windows Internet Explorer

http://kouchou-sv.pref.ibaraki.jp/

茨城県

【確認・変更】お客様情報を入力してください

氏名【全角】※(必須) 県庁 太郎

フリガナ【全角】※(必須) ケンチョウ タロウ

性別  男性  女性

生年月日 2000 年(西暦) 1 月 1 日

職業 無職

郵便番号 3100852 住所検索 [半角数字](例: 3100001)

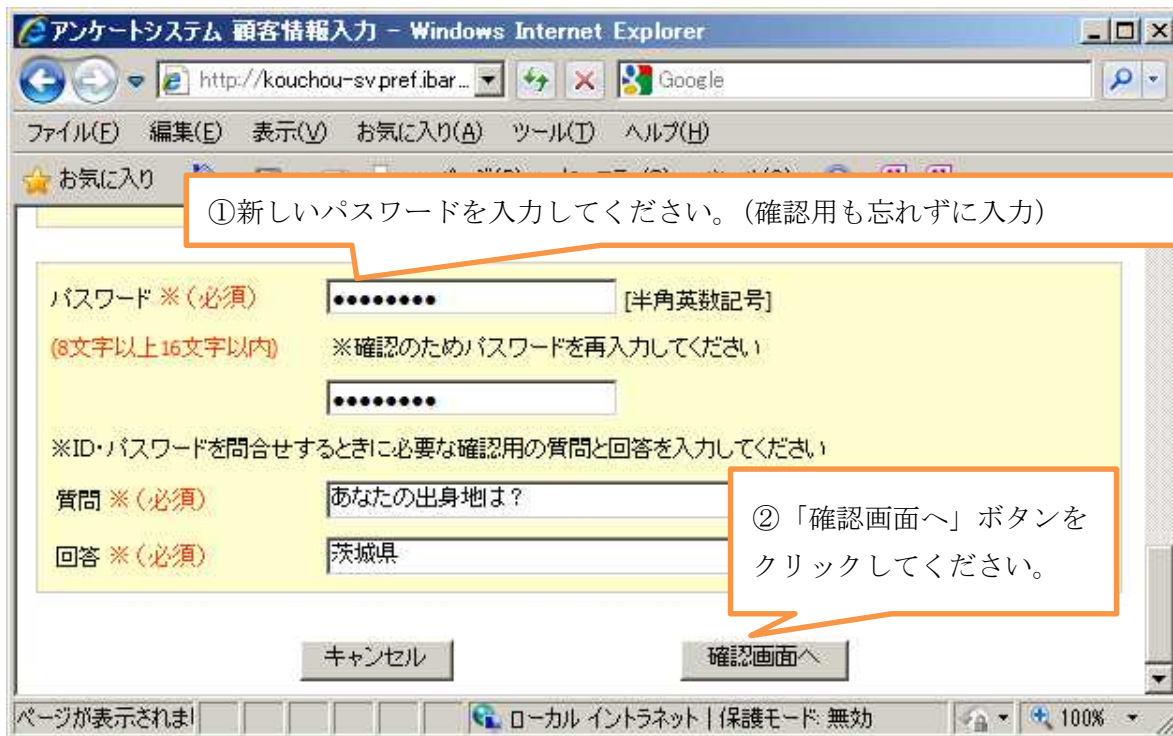
都道府県 茨城県

市区町村 水戸市笠原町 郵便番号検索

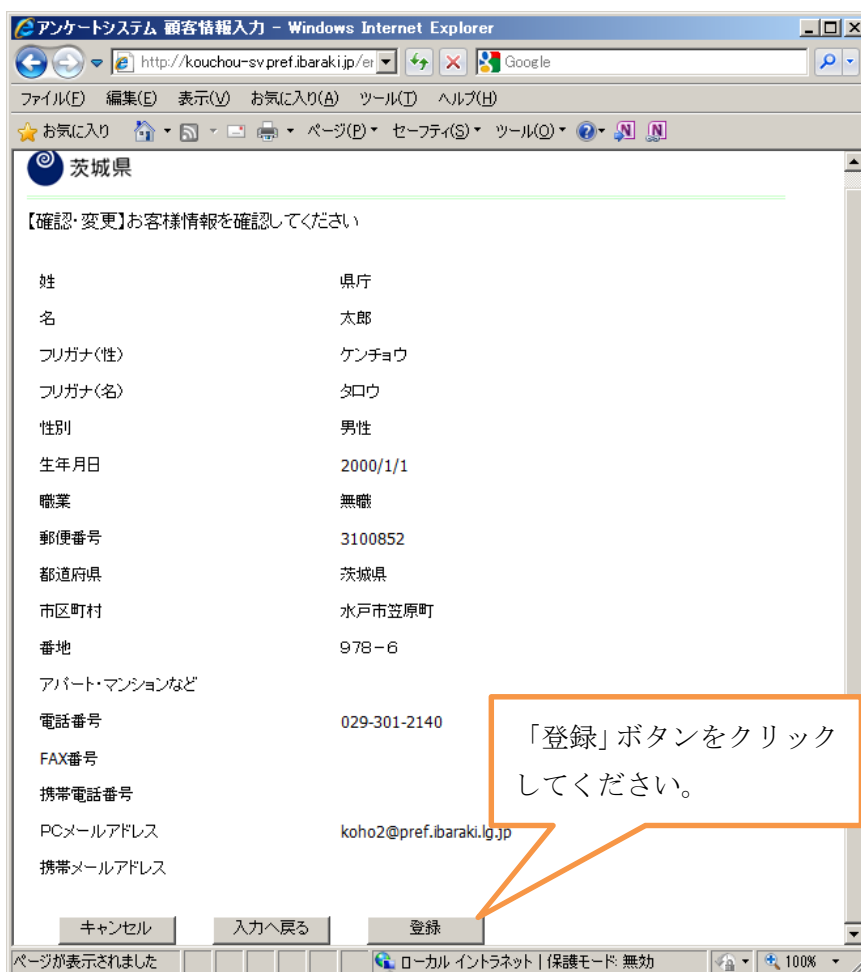
番地 978-6 [全角](例: 1-2-3)

アパート・マンションなど

ページが表示されました ローカルイントラネット 保護モード: 無効 100%



④確認画面が表示されますので、「登録」ボタンをクリックしてください。  
 「登録」ボタンをクリックすると、登録完了の画面が表示されるとともに、登録されているメールアドレスへ変更完了のメールが送付されます。



Q2 ID・パスワードを忘れてしまった場合、どうすればいいのか？

A2 ①ログイン画面でパスワードのみ忘れた方は「パスワードを忘れた方」ボタンを、IDのみ忘れた方は「お客様コードを忘れた方」ボタンを、IDとパスワード両方忘れた方は「お客様コードとパスワードを忘れた方」ボタンをクリックしてください。

以下、ID・パスワード両方忘れた場合を例に説明します。

②氏名（全角カナ）とメールアドレスを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

- ③質問と答えを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。  
次の画面でIDとパスワードが表示されます。

※質問と答えを忘れてしまった場合は、事務局の県報道・広聴課 広聴・相談担当までメールでお問い合わせください。また、メールの件名は「ID・パスワードの問い合わせ」等内容が分かるものとし、メール本文にモニター本人の氏名を忘れずに記載の上、登録しているメールアドレスからメールするようにしてください。

(事務局メールアドレス：kocho@pref.ibaraki.lg.jp)

**Q3 メールアドレスや住所等が変わった場合、どうすればいいのか？**

A3 アンケートシステムにログインして、画面右上の「確認・変更」から変更のあった項目を変更してください。変更方法は、Q1（パスワードを変更する場合）と同様です。

なお、変更登録が必要な項目は以下のとおりです。

- ①氏名（結婚して苗字が変わった場合等）
- ②住所
- ③職業
- ④電話番号
- ⑤PCメールアドレス及び携帯メールアドレス



Q 4 モニターをやめたい場合、又はモニターの資格要件を満たさなくなった場合、どうすればいいのか？

A 4 事務局の県報道・広聴課 広聴・相談担当までメールでお伝えください。また、メールの件名は「モニター辞退」等内容が分かるものとし、メール本文にモニター本人の氏名・アンケートシステムのIDを忘れずに記載の上、登録しているメールアドレスからメールするようにしてください。

(事務局メールアドレス : kocho@pref.ibaraki.lg.jp)

また、アンケートシステム画面上にある「退会」ボタンは、あくまでアンケートシステムの利用についての退会手続ですので、モニター登録とは関係ありません。モニターを辞退する場合はアンケートシステムの退会手続は行わず、必ずメールでお知らせください。モニター辞退のメール受理後、事務局にてモニター登録の解除及びアンケートシステム利用者登録の解除を行います。

状態	受付終了	アンケート名	回答数	備考
終了	2011/06/15 23:59	動物愛護に関するアンケート	6	
終了	2011/06/27 12:00	人権意識に関するアンケート	3	
実施中	2011/07/27 23:59	動物愛護に関するアンケート	1	会員登録・ログインが必要
終了	2011/05/14 23:59	ひばりアンケート	5	
終了	2011/06/15 23:59	動物愛護に関するアンケート	15	

【いばらきネットモニター制度に関する問い合わせ先】(事務局)

茨城県総務部報道・広聴課 広聴・相談担当

( 所 在 ) 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

( 電 話 番 号 ) 029-301-2140 (直通)

( F A X 番 号 ) 029-301-2169

(E-mail アドレス) kocho@pref.ibaraki.lg.jp